

2024年12月

事業者の皆様へ

公立大学法人大阪理事長

事業所又は代表者を同じくする者の同一案件への入札参加制限について

公立大学法人大阪が行う一般競争入札において、以下のいずれかの関係にある複数の者が同一の入札に参加した場合、その者がした入札は無効となり、入札参加停止措置の対象となりますのでご留意ください。

- (1) 事業所を同じくする者
- (2) 代表者を同じくする者

なお、上記の関係でない者同士であっても、公正な入札確保の観点から、同心得において、他の入札参加者と入札価格又は入札意思について相談や価格の開示を行ってはならないとされており、これに反した場合、入札の無効や入札参加停止措置など厳正に対応することになりますので併せて申し添えます。

【入札心得（※抜粋）】

○無効の入札

公立大学法人大阪物品調達及び委託業務等に係る一般競争入札（対面方式）入札心得

第7条(8) 同一の入札について、2以上の中札をした者の入札

公立大学法人大阪物品調達及び委託業務等に係る事後審査型条件付き一般競争入札（郵便方式）入札心得

第6条(9) 同一の入札について、2通以上の郵送用封筒が到達した者の入札

公立大学法人大阪工事請負に係る事後審査型条件付き一般競争入札（郵便方式）入札心得

公立大学法人大阪測量・建設コンサルタント等業務に係る事後審査型条件付き一般競争入札（郵便方式）入札心得

第7条(7) 同一の入札について、2通以上の郵送用封筒又は入札用封筒が到達した者の入札

○公正な入札の確保

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

※該当する条項

○公立大学法人大阪物品調達及び委託業務等に係る一般競争入札（対面方式）入札心得

第2条の2 第2項及び第3項

○公立大学法人大阪物品調達及び委託業務等に係る事後審査型条件付き一般競争入札（郵便方式）入札心得

第2条の2 第2項及び第3項

○公立大学法人大阪工事請負に係る事後審査型条件付き一般競争入札（郵便方式）入札心得

第3条第2項及び第3項

○公立大学法人大阪測量・建設コンサルタント等業務に係る事後審査型条件付き一般競争入札（郵便方式）入札心得

第3条第2項及び第3項